

「東洋大学研究倫理規程」等確認票

大学院紀要投稿者は、「東洋大学研究倫理規程」、「東洋大学大学院紀要関係諸規程」を必ず熟読してください。

この確認票は、貴殿の研究成果の公表として執筆した投稿論文が「東洋大学研究倫理規程」、「東洋大学大学院紀要関係諸規程」を遵守していることを投稿者自身で確認するために記入・提出していただきます。「東洋大学研究倫理規程」、「東洋大学大学院紀要関係諸規程」を参照のうえ、本書の各設問を確認し、条件を満たしているものに✓を記入し、署名・捺印のうえ、投稿論文と共に提出してください。※共著の場合は、第1著者が記入してください。

貴殿の研究上、該当しない部分については「該当なし」を○で囲み、理由を明記してください。

<記入例> 【 (該当なし) (理由を明記) : 「研究手法上、該当しない」等 】

※各設問の文末に「東洋大学研究倫理規程」で参照すべき条文をく >で記載しています。

※「本学関連規程」、「本学関係規程」は本学ホームページ「コンプライアンス等の取り組み」で確認してください。

○本学のホームページのURL : <http://www.toyo.ac.jp/site/effort-activity/>

----- 【チェックリスト】 -----

「東洋大学研究倫理規程」、「東洋大学大学院紀要関係諸規程」を熟読し、趣旨を理解しました。

(研究活動における不正行為の防止)

研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究及び調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めている。<参照：第8条>

(資料、情報、データ等の利用及び管理)

- 科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等を収集している。<参照：第11条1>
- 研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集している。<参照：第11条2>
- 当該研究のために収集及び採取又は作成した情報、データ等の関連する研究記録は、法令等又は本学関連規程に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理している。<参照：第11条3>
- この記録は、要求があった場合には開示しなければならないことを承知している。<参照：第11条4>

(インフォームド・コンセント)

人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得ている。<参照：第12条1>

【 該当なし (理由を明記) : 】

組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずる。<参照：第12条2>

【 該当なし (理由を明記) : 】

(研究対象などの保護)

- 研究への協力者の人格、人権を尊重している。<参照：第13条1>
- 動物等に対しては、法令等及び本学関連規程に基づき、真摯な態度でこれを扱っている。<参照：第13条2>

【 該当なし (理由を明記) : 】

(研究成果等の適切な説明及び公表)

研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行っている。<参照：第14条1>

(個人情報の保護)

研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令等、本学関連規程に基づき適正な取り扱いを行っている。<参照：第15条>

(利益相反への適切な対応)

自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令等、本学関係規程を遵守し、本学及び本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持している。<参照：第18条>

(研究倫理の遵守)

- 投稿する論文は、すでに公開された論文に一部のデータや事例を加えただけ、あるいは一部を改変しただけの修正ではない。
- 投稿する論文は、研究活動における不正行為を行わず、適正に執筆している。また、大学が不正判定支援ソフト等を使用して、盗用等の不正行為が無いことの確認を行うことを承知している。
- 研究倫理上、投稿した論文が不適切であることが判明した場合は、過去に遡って掲載を取り消されることを承知している。

以上、上記について確認いたしました。

年 月 日

氏名(自署)

印